

(3) 民間企業等における法令等遵守に係る取組の概要

調査結果	説明図表番号
<p>ア 民間企業等</p> <p>会社法（平成 17 年法律第 86 号）においては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備等の内部統制システムの構築が大会社に義務付けられている。また、大規模な一般社団法人及び一般財団法人も、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、大会社と同様に内部統制システムの構築が義務付けられている。独立行政法人については、現在継続審議中の法律案において、同様の規定が設けられている。</p> <p>(ア) 民間企業</p> <p>民間企業については、会社法において、大会社（注）等は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める、①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備（いわゆる内部統制システム）をしなければならないと規定されている。取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について、具体的には、①会社の業態に応じて生ずる可能性が高い法令違反行為（横領、談合、顧客に対する欺罔ないし脅迫的行為、業績の粉飾等）の把握、②その他典型的な法令違反の監視・予防体制（法令遵守マニュアルの作成や使用人の監督体制）、③法令違反行為が生じた場合の対処方法・対処機関に関する事項等について決定することが挙げられている。</p> <p>（注）最終事業年度に係る貸借対照表に、資本金として計上した額が 5 億円以上又は負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上の株式会社</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p>
<p>また、民間企業においては、法令等遵守について、会社法の制定以前から、不祥事への対応等のため、企業の行動基準や行動指針、コンプライアンス・プログラムの策定、取締役会の諮問機関としてのコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス推進の組織や体制の整備等、独自に法令等遵守に取り組んでいる企業がみられる。</p>	<p>表 1 - (3) - ②</p>
<p>(イ) 一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律においては、大規模な一般社団法人及び一般財団法人（注）では、理事は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人及び一般</p>	<p>表 1 - (3) - ③</p>

<p>財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の法務省令に定める体制の整備をしなければならないとされ、会社法における大会社と同様の内部統制システムの構築が義務付けられている。</p> <p>(注) 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上の一般社団法人及び一般財団法人</p>	
<p>(ウ) 独立行政法人</p> <p>独立行政法人については、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について向上を図り、講じた措置について積極的に公表するものとされたことを受け、会社法を参考として、いわゆる内部統制システムについて業務方法書にこれを記載することを義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第 169 回国会に提出され、現在、継続審議となっている。当該法律案では、主務大臣の認可を受けなければならない業務方法書に、役員（幹事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制に記載しなければならないとされている。</p>	<p>表 1-(3)-④</p>
<p>イ 地方公共団体</p> <p>地方公共団体については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）において、職員の服務について国家公務員と同様に、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことが職員の服務の根本基準として規定されている。また、服務の具体的内容として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限等が規定されている。</p> <p>また、地方公共団体においては、法令等遵守について、不祥事への対応などのため、関係規程や基本方針等の整備、推進体制の整備等独自の取組を行っているところがみられる。</p>	<p>表 1-(3)-⑤</p> <p>表 1-(3)-⑥</p>

表 1-(3)-① 会社法における内部統制システムの整備に係る規定等

○ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）＜抜粋＞

（取締役会の権限等）

第三百六十二条（略）

2、3（略）

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一～五（略）

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七（略）

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

○ 会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）＜抜粋＞

（業務の適正を確保するための体制）

第百条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

2、3（略）

○ 「新・会社法論点解説」（相澤哲前法務省大臣官房参事官ほか著）＜抜粋＞

「取締役（362 条 4 項 6 号）・使用人（施 100 条 1 項 4 号）の職務の執行が法令および定款に適合するための体制」については、①会社の業態に応じて生ずる可能性が高い法令違反行為（横領、談合、顧客に対する欺罔ないし脅迫的行為、業績の粉飾等）の把握、②その他典型的な法令違反の監視・予防体制（法令遵守マニュアルの作成や使用人の監督体制）、③法令違反行為が生じた場合の対処方法・対処機関に関する事項等について決定することが考えられる。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(3)-② 民間企業における法令等遵守の取組の例

事業者名	基本方針等の策定	推進体制の整備
A社	「グループ企業倫理要綱」、「共通行動指針」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス委員会」を経営戦略会議の直轄組織として設置</li> <li>・「コンプライアンス・リーダー」を各部署に配置</li> </ul>
B社	「グループ行動規範」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する方針や計画を総合的に検討し、取締役会に提言</li> <li>・「コンプライアンス推進委員会」をグループ各社・各部門に設置</li> <li>・「コンプライアンス推進部」を社長直属の組織として設置</li> </ul>
C社	「行動基準」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業倫理委員会」（社外有識者と社内委員で構成）を設置</li> <li>・「行動リーダー、サブリーダー」を配置し、グループごとに行動基準定着活動を推進</li> <li>・「企業倫理担当者」をグループ各社に配置し、コンプライアンス活動を推進</li> </ul>
D社	「企業行動の基本方針」、「役員及び従業員の行動基準」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス委員会」を取締役会の諮問機関として設置</li> </ul>
E社	「行動基準」、「部門別自主基準」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法務・コンプライアンス部」を設置</li> <li>・「コンプライアンス委員会」を取締役会の諮問機関として設置</li> </ul>
F社	「グループコンプライアンス・プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス委員会」設置</li> </ul>
G社	「グループ行動憲章」、「コンプライアンス規程」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業グループコンプライアンス統括部」（法務室、内部統制推進室、監査室で構成）を設置</li> </ul>
H社	「行動指針」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス室」を設置</li> </ul>
I社	「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスに関する基本的枠組み」、「コンプライアンス・プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「本店コンプライアンス統括部」を設置</li> <li>・「コンプライアンス責任者」、「コンプライアンス・チェッカー」を各部支店に配置</li> </ul>
J社	「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス委員会」（取締役及び部長で構成）を設置</li> <li>・「コンプライアンス統括部」（部長等で構成）を設置</li> </ul>
K社	「コンプライアンスの基本方針」、「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス実施計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンス対策委員会」を設置</li> </ul>
L社	「コンプライアンス経営宣言」、「行動憲章」、「行動指針」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「倫理委員会」を設置（常勤の取締役員で構成）</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における内部統制システムの整備に係る規定等

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）＜抜粋＞

（理事会の権限等）

第九十条 （略）

2、3 （略）

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一～四 （略）

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

第百九十七条 前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（略）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）＜抜粋＞

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項

七 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（注）下線は当省が付した。

表 1-(3)-④ 独立行政法人整理合理化計画における内部統制システムの整備に係る記述等

○ 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）＜抜粋＞

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案＜抜粋＞

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の方法

二 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制

三 その他主務省令で定める事項

3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-⑤ 地方公務員法における職員が遵守すべき事項に係る規定

○ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）〈抜粋〉

（サービスの根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（サービスの宣誓）

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

#### （争議行為等の禁止）

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

#### （営利企業等の従事制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(3)-⑥ 地方公共団体における法令等遵守の取組の例

地方公共団体名	関係規程、基本方針等	推進体制の整備
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員の職務に係る倫理の保持に関する条例」(平成 13 年 3 月 30 日付け岩手県条例第 13 号)</li> <li>・「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則」(平成 13 年 8 月 21 日付け規則第 117 号)</li> <li>・「コンプライアンス(法令等遵守)推進体制の構築について」(平成 16 年 7 月 12 日付け人第 308 号)</li> <li>・「岩手県職員コンプライアンスマニュアル」(平成 17 年 12 月 5 日策定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全 184 人の所属長(本庁各課の総括課長、出先機関の長等)をコンプライアンス推進の責任者とし、所属の職員(庶務担当主任主査等)から所属長と同数のコンプライアンス推進員を選任</li> <li>・ 新たな人事評価システムの導入(県本課又は出先機関等の部局長の職場マネジメント能力を所属部課職員全員が評価する、評価項目の 1 つに「コンプライアンスの推進の取組状況」を規定)</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡県職員倫理条例」(平成 12 年 10 月 27 日策定)</li> <li>・「静岡県職員倫理規則」(平成 13 年 2 月 16 日策定)</li> <li>・「コンプライアンス四原則」(平成 17 年 11 月策定)</li> <li>・「平成 19 年度コンプライアンス推進計画」(平成 18 年度以降毎年策定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部有識者を委員とする、「静岡県コンプライアンス委員会」(副知事(本部長)、総務部長、県民部長、企画部広報局長及び出納局長)を設置し、ハンドブックの作成等を推進</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年 4 月 1 日施行)</li> <li>・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則」(平成 18 年 5 月 1 日施行)</li> <li>・「各局室区内部統制の体制に関する要綱」(平成 18 年 6 月。各部局が策定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大阪市内部統制連絡会議」(構成員：市長、副市長、総務局長、各局室区長)を設置し、局等相互間の内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図る。</li> <li>・ 幹事会議(構成員：各局室区コンプライアンス所管担当課長)</li> <li>・ 各局室内部統制連絡会議(構成員：局長、理事等、部長等、コンプライアンス所管担当課長)</li> </ul>
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡市職員の公務員倫理に関する条例」(平成 13 年 12 月 20 日策定)</li> <li>・「福岡市職員の公務員倫理に関する条例施行規則」(平成 13 年 12 月 20 日策定)</li> <li>・「福岡市職員倫理行動規準」(平成 14 年 3 月 25 日策定)</li> <li>・「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」(平成 14 年 3 月 25 日策定)</li> <li>・「福岡市コンプライアンス向上検討委員会設置要綱」(平成 19 年 9 月制定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「福岡市職員公務員倫理審査会」(大学教授、弁護士、市民代表等、計 5 人)を開催し、贈与等報告書、所得等報告書の審査、条例の運用状況の公表について、職員相談サポートラインに関する報告をテーマとして取り上げる。</li> <li>・ 総務企画局人事課行政監察室において、職員の服務、公務員倫理に関することを所掌</li> <li>・ 「福岡市コンプライアンス向上検討委員会」(副市長、総務企画局長、環境局長、下水道局長、南区長、こども未来局こども総合相談センター所長、総務企画局長人事部長)の設置</li> <li>・ 「コンプライアンス推進委員会」の設置             <ol style="list-style-type: none"> <li>① コンプライアンス推進体制の確立、職場の活性化、借金・多重債務問題に対する組織的な対応、アルコール関連問題に関する組織的な対応</li> <li>② 部長級の全職員を推進員として職員の意識啓発に取り組む。</li> </ol> </li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。